

# 景観法及びさいたま市景観条例に基づく届出等について

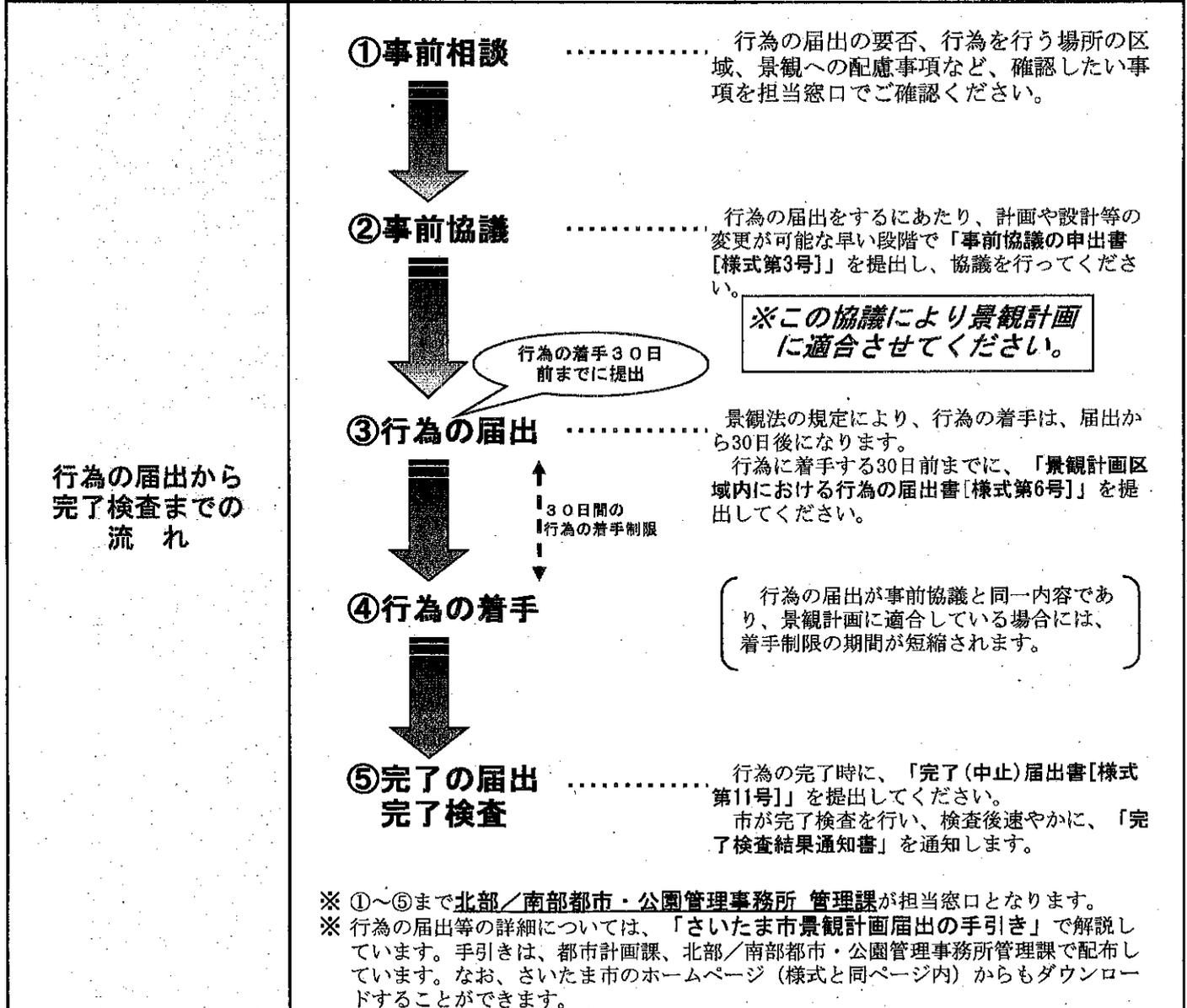
さいたま市では、「さいたま市景観計画」及び「さいたま市景観条例」に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積を行う行為者に届出等を行っていただくことにより、優れた都市景観形成への誘導を図っています。

以下、「届出対象要件」に該当する場合には、行為の届出が必要となります。行為の届出等にあたっては、**北部／南部都市・公園管理事務所管理課**が窓口となります。

なお、様式はさいたま市のホームページに掲載しています。

[さいたま市のトップページ](#) > [事業者向け](#) > [まちづくり・交通・建設](#) > [都市景観](#) > [景観計画・景観条例](#)

		建築物	工作物	宮原景観形成特定地区	物件の堆積
届出対象要件  (高さ又は建築面積等の要件のいずれかに該当する場合)	区域	市内全域		北区宮原町1丁目及び植竹町1丁目の各一部	市街化調整区域
	行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、増築、改築若しくは移転</li> <li>・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替</li> <li>・色彩の変更</li> </ul>			—
	高さ	高さ12mを超える	高さ12mを超える (建築物と一体の場合は4mを超え、かつその工作物の上端が12mを越える)	全てのもの	物件の堆積の高さが1.5mを超える
	面積	建築面積が1,000㎡を超える	築造面積が500㎡を超える		敷地面積が500㎡を超える



※届出等に関するお問合せは、**北部／南部都市・公園管理事務所 管理課**までお願いします。

行為の場所が「西区」・「北区」・「大宮区」・「見沼区」・「岩槻区」の場合は、**北部都市・公園管理事務所 管理課** (Tel: 048-646-3178)  
 行為の場所が「中央区」・「桜区」・「浦和区」・「南区」・「緑区」の場合は、**南部都市・公園管理事務所 管理課** (Tel: 048-840-6178)

# 行為の届出に関する景観への配慮事項

## 1. 景観誘導区域（市街化区域）における景観形成基準

### (1) 建築物・工作物の景観形成基準

#### 建築物・工作物の景観形成基準（景観誘導区域）

配置	○ 道路に面してオーブンスペースを設けるとともに、周囲との連続性に配慮する。
	○ 駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから自立つ位置には設置しないように努める。
形態 意匠	○ 長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、単調な印象とならないものとする。
	○ 道路に面してシャッターを設置する場合は、まちのにぎわいを分断しないよう工夫する。
	○ 夜間照明を設置する場合は、暖かみのある照明を用いるなど、夜でも安全に楽しく歩ける歩行空間となるよう配慮する。
	○ 適度に点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は避ける。
	○ 周囲の建築物等との調和に配慮する。
	○ 街角部分では美しさや特徴ある景観を演出するよう努める。
	○ 低層部分では、にぎわいや開放感を演出するよう努める。
	○ 屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から自立しないように配慮する。
	○ 屋外階段は、表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する。
	○ バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。
色彩	○ 周辺の大規模な建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。
	○ 周囲の建築物等と調和しない色彩、素材は使用しない。
その他	○ 外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。
	○ ただし、各立面の面積の1/5未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。

色相	彩度
OR~5Y	6以下
その他	2以下

※ペンセル表色系の表示方法—三属性による表示（ペンセル値）による。  
色相は色あいの違いを示す。（R：赤、Y：黄）  
彩度は色の鮮やかさを示す。（数値が大きくなるほど鮮やかになる。）

外構	○ 駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、植樹等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。
	○ 道路に面して植栽やベンチを設けるなど、開放的で魅力あふれる空間となるよう工夫する。
緑化	○ 隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する。
	○ ごみ集積所は、ごみが外部から見えにくいような入口や構造とする。
その他	○ 駐輪場は、植樹等による修景に努める。
	○ シンボルツリー等の配置や、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。
その他	○ 工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。
	○ 自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。

## 2. 景観保全区域（市街化調整区域）における景観形成基準

### (1) 建築物・工作物の景観形成基準

#### 建築物・工作物の景観形成基準（景観保全区域）

配置	○ 周囲からの見え方や自然景観への見通しなどに配慮する。
	○ 駐車場、駐輪場及びごみ集積所は、表通りから自立つ位置には設置しないように努める。
形態 意匠	○ 長大な壁面が生じる場合は、壁面に凹凸をつけるなど、単調な印象とならないものとする。
	○ 夜間照明を設置する場合は、周辺環境の雰囲気を損ねないよう控えめな照明とするよう配慮する。
	○ 点滅する光源（光源の動き、色の変化のあるものを含む）や派手な照明は使用しない。
	○ 周辺の自然景観やみどりとの調和に配慮する。
	○ 屋上や外壁等に設ける建築設備は、周囲から自立しないように配慮する。
	○ 屋外階段は、表通りから見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫する。
	○ バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機等が道路から見えにくい構造、意匠とするよう工夫する。
	○ 周辺の環境と調和しない色彩、素材は使用しない。
	○ 外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。
	○ ただし、各立面の面積の1/10未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。
色彩	○ 周辺の大規模な建築物等で構成される街並みのスカイラインに配慮する。
	○ 周囲の建築物等と調和しない色彩、素材は使用しない。
その他	○ 外観の色彩の制限は、下表のとおりとする。
	○ ただし、各立面の面積の1/10未満に使用する色彩や、自然素材等については、適用しない。

色相	彩度
OR~5Y	4以下
その他	2以下

※ペンセル表色系の表示方法—三属性による表示（ペンセル値）による。  
色相は色あいの違いを示す。（R：赤、Y：黄）  
彩度は色の鮮やかさを示す。（数値が大きくなるほど鮮やかになる。）

外構	○ 駐車場をやむを得ず表通りに面して設置する場合は、植樹等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。
	○ 隣接する敷地や道路との境界部分に垣、さく等の囲いを設ける場合は、透視可能なフェンスや生垣とするなど、周囲からの見え方に配慮する。
緑化	○ ごみ集積所は、ごみが外部から見えにくいような入口や構造とする。
	○ 駐輪場は、植樹等による修景に努める。
その他	○ 大きな樹木は植栽保存するとともに、低木、中木、高木を組み合わせた植栽により、周囲からの見え方に配慮する。
	○ 敷地内の緑化により、みどり豊かな、魅力的な空間をつくる。
その他	○ 工事現場の仮囲い等、一時的に設置されるものであっても、修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮する。
	○ 自動販売機等は、通行の支障とならないものとし、また、建築物との一体化などにより単体として周囲から突出しないよう工夫する。

### (2) 物件の堆積の景観形成基準

#### 物件の堆積の景観形成基準（景観保全区域）

物件の堆積	○ 堆積物は、保、囲又は植栽等により遮蔽し、修景する。やむを得ず遮蔽できない場合は、壁紙と積み上げるなど、周辺の景観を乱さぬよう配慮する。
	○ 物件の堆積のための壁紙や堆積物の周囲を囲う壁又は囲い等の色彩は、建築物・工作物の景観形成基準における色彩の制限に適合させて、周囲からの見え方に配慮する。